

議第90号

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について
京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 5 月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例
京都市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。
別表京都市太秦老人いこいの家の項中「京都市右京区太秦蜂岡町35番地の
2」を「京都市右京区太秦桂ヶ原町 9 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市太秦老人いこいの家の位置を変更する必要があるので提案する。